

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年5月10日(木)午後3時から午後3時45分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番	佐藤正剛	委員	2番	穴澤久男	委員
3番	塚本繁雄	委員	4番	安藤幸春	委員
5番	大木章寿	委員	6番	佐藤喜巳	委員
7番	石毛甲子男	委員	9番	今井睦子	委員
10番	石田利之	委員	11番	大木丈雄	委員
12番	伊藤栄治	委員	13番	椎名正和	委員
14番	山崎幸治	委員	15番	伊藤喜信	委員
16番	久古浩二	委員	17番	大木寛	委員
18番	渡邊弘仁	委員	19番	熱田幸子	委員
20番	川口京子	委員	21番	太田忠治	委員
22番	菱木信治	委員	23番	大木一夫	委員
24番	石井敏雄	委員	25番	椎名勝英	委員
26番	鈴木正夫	委員	27番	伊藤定夫	委員

4 欠席委員(1名)

8番 郡司武幸 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 10件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について
1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
5件

議案第4号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
(案)について (別冊)

議案第5号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につ
いて (別冊)

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員 3 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成30年5月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いいたします。

議長 本日、出席委員は27名中26名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、18番渡邊弘仁委員、19番熱田幸子委員を
指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号の番号1番、2番及び5番は、所有権移転に関する件であり
ます。番号3番、4番及び6番から10番までは、利用権設定に関する件
であります。なお、この内、番号7番、9番及び10番については、議案
第3号の番号2番と3番の一時転用許可に付随する案件であるため、議案
第3号当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

【議案第1号、議案書を基に朗読】

番号1番から10番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

- 議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。
- 27番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。
- 22番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。
- 14番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。
- 18番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。
- 9番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。
 番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。
 番号7番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思
います。
 番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。
 番号9番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思
います。
 番号10番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思
います。
- 議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ
いませんか。
- (質問、意見なし)
- 議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打
ち切ることに御異議ございませんか。
- (「異議なし。」の声あり)
- 議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」、採決に入ります。

原案のとおり決すると共に、番号7番、9番及び10番については、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、申請地に4台分の駐車場と物置用地として計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

20番 番号1番について、自宅敷地内に駐車場と農業用資材の保管スペースが不足しているため、自宅近くの申請地を駐車場及び物置用地として利用しようとするものです。農地区分は、第1種農地ですが、例外事項に該当すると思われれます。転用目的に問題はなく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。なお、本件には始末書が添付されています。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号、番号1番から5番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、駐車場及び資材置場用地として田1, 391㎡及び
畑115㎡、計1,506㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転
用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、営農型太陽光発電施設用地として畑2, 755㎡の
内0.48㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題な
いと考えます。

番号3番について、営農型太陽光発電施設用地として畑6, 081㎡の
内0.17㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題な
いと考えます。

番号4番について、宅地拡張住宅用地として畑2, 188㎡の内54㎡
を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、太陽光発電施設用地として畑396㎡を借り受け計
画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いしま
す。

27番 番号1番について、申請者は申請地の隣地で運送業を営んでおりますが、
既存施設の敷地内に駐車場と資材置場が不足しており、業務上の作業効率
や安全面で支障をきたしているため、申請地を駐車場及び資材置場用地と
して計画するものです。農地区分は、第2種農地相当と思われます。転用
目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

9番 番号2番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画する
ものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周
辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号3番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画する
ものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周
辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

20番 番号4番について、申請者は妻と子2人と生活していますが、子の成長に伴い自宅が狭くなったことから既存住宅を増築するため、自宅敷地に隣接する申請地を宅地拡張用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

26番 番号5番について、申請者の自宅に隣接する申請地を太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第4号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認め、議案第4号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第5号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件、利用権の中途解約に係る通知が1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長

特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	10件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	5件
議案第4号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)について	(別冊)
議案第5号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につ いて	(別冊)
報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
(2)利用権の中途解約に係る通知について	1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成30年5月10日匝瑳市農業委員会の定例総会を
閉会いたします。